

山口県報

令和8年
6月30日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課)……………八
- 告示
道路の区域の変更(道路整備課)……………九
道路の供用の開始(道路整備課)……………九
○公告
契約の締結(デジタル・ガバメント推進課)……………九
県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業(後地工区)の換地処分(農村整備課)……………一〇
- 人委規則
職員の修学部分休業に関する規則の一部改正……………一〇
職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正……………一〇
- 選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)……………一〇



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

山口県規則第二十九号

山口県知事 村岡 嗣政

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項中「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

第四十四条の三中「第八十九条の三第二項」を「第八十九条の三第一項」に改める。

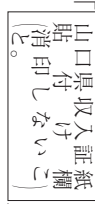
第四十四条の五第二項中「表示された」を「電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。))により記録されている」に改め、同条第三項中「第八十九条の三第二項」を「第八十九条の三第一項」に改める。

第四十四条の十一第三項中「場合において、証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額が当該収納計器の始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額を控除して得た金額に相当する額の納付金額」を「場合には、始動票札に電磁的方法により記録されている金額」に改める。

第四十五条の二中「第八十九条の三第二項」を「第八十九条の三第一項」に改める。

第五十七条第一号中「第三百三十一条第二項」を「第三百三十一条」に改める。

別記第四十二号様式中



を削り、

「注 / 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。」

山口県納付済証貼付け欄

に改め

注 / 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

回送式の社へ申「同条第15項」や「同条第16項」に改め、回送に次のように加える。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第百一十一号様式中「始動票札表示金額」や「始動票札記録金額」に改め。

別記第百一十二号様式及び別記第百一十五号様式中「額面金額」を

「記録金額」に改め。

別記第百五十三号様式(の1)申「世帯主との続柄」や「世帯主との続柄」に「(電話局番)」や「(電話局番)」や「次」に

記

狩猟者の登録の区分 1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場 所に係るもの	狩猟者の登録に係る 狩猟免許の種類	当該年度の県民税 の所得割額の有無	税額の 区分	税額	山口県収入証 紙貼付け欄 (納税済印押印欄)
2 放鳥獣猟区のみに係るもの	第一種 銃 猟	有・無	1号	16,500円	
		無	2号	11,000円	
	網 猟 又 は わ な 猟	有・無	3号	8,200円	
		無	4号	5,500円	
	第二種 銃 猟	有・無	5号	5,500円	
		無	1号	4,100円	
3 2の狩猟者の登録を受けている者が 受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外 の場所に係るもの	第一種 銃 猟	有・無	2号	12,300円	
		無	2号	8,200円	
	網 猟 又 は わ な 猟	有・無	3号	6,100円	
		無	4号	4,100円	
	第二種 銃 猟	有・無	5号	1,300円	
		無	1号	1,300円	

上記の者は、年度の県民税の所得割額の納付を要しない者であることを証明します。

年 月 日

市長

印

※税額確認年月日

年 月 日

※取扱者

を

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係る狩猟者の免許の種類	当該年度の道府県民税の所得割額の有無	税額の区分	税額
1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの	第1種 銃 猟	有・無	1号	16,500円
		無	2号	11,000円
	網 猟	有・無	3号	8,200円
		無	4号	5,500円
	わ な 猟	有・無	3号	8,200円
		無	4号	5,500円
	第2種 銃 猟	有・無	5号	5,500円
		無	1号	4,100円
	第1種 銃 猟	有・無	2号	2,700円
		無	3号	2,000円
2 放鳥獣猟区のみに係るもの	網 猟	有・無	4号	1,300円
		無	3号	2,000円
	わ な 猟	有・無	4号	2,000円
		無	4号	1,300円
	第2種 銃 猟	有・無	5号	1,300円
		無	1号	12,300円
	第1種 銃 猟	有・無	2号	8,200円
		無	3号	6,100円
	網 猟	有・無	4号	4,100円
		無	3号	6,100円
わ な 猟	有・無	4号	4,100円	
	無	4号	4,100円	
第2種 銃 猟	有・無	5号	4,100円	
	無	5号	4,100円	
3 2の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの	第1種 銃 猟	有・無	1号	12,300円
		無	2号	8,200円
	網 猟	有・無	3号	6,100円
		無	4号	4,100円
	わ な 猟	有・無	3号	6,100円
		無	4号	4,100円
	第2種 銃 猟	有・無	4号	4,100円
		無	5号	4,100円
	網 猟	有・無	4号	4,100円
		無	5号	4,100円
わ な 猟	有・無	4号	4,100円	
	無	5号	4,100円	
第2種 銃 猟	有・無	5号	4,100円	
	無	5号	4,100円	

市区町村長証明欄
上記の者は、当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者であり、次のいずれかに該当する者であることを証明します。

- 1 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しない者である。
- 2 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であり、その者の配偶者又はその者を扶養している者は、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない。
- (1) 要しない。
- (2) 要する。

市区町村長

印

※税額確認年月日

年 月 日

※取扱者

※納税済印押印欄

記

狩 猟 者 の 登 録 の 区 分 / 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲 員に係るもの	狩猟者の登録に係る 狩猟免許の種類			当該年度の県民税 の所得割額の有無	税 額 分 区	税 額	山 口 県 収 入 証 紙 貼 付 け 欄 (納 税 済 印 押 印 欄)
	第一種 銃 猟 網 猟 又 は わ な 猟	第二種 銃 猟	第一種 銃 猟 網 猟 又 は わ な 猟				
2 従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕 獲等事業者の従事者に係るもの	第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟	網 猟 又 は わ な 猟	有・無	/号	8,200円	山口県収入証 紙貼付け欄 (納税済印押印欄)
	第二種 銃 猟						
3 狩猟者の登録を受ける者が特定捕獲 等期間に県の区域を対象とする許可捕 獲等を行った場合におけるもの(山口 県税賦課徴収条例第13条第1項た だし書に該当する場合を除く。)	第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟	網 猟 又 は わ な 猟	有・無	1号	8,200円	山口県収入証 紙貼付け欄 (納税済印押印欄)
				無	2号	5,500円	
				有・無	3号	4,100円	
				無	4号	2,700円	
4 狩猟者の登録を受ける者が、県内の 区域において、従事者(認定鳥獣捕獲 等事業者に係るものを除く。)とし て、従事者証の交付を受けて特定捕獲 等期間に許可捕獲等を行った場合にお けるもの(山口県税賦課徴収条例第 13条第2項において準用する同条例 第13条第3条第1項ただし書に該当 場合を除く。)	第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟	網 猟 又 は わ な 猟	有・無	1号	8,200円	山口県収入証 紙貼付け欄 (納税済印押印欄)
				無	2号	5,500円	
				有・無	3号	4,100円	
				無	4号	2,700円	
	第二種 銃 猟				5号	2,700円	

上記の者は、 年度の県民税の所得割額の納付を要しない者であることを証明します。

年 月 日

市町長

印

※税額確認年月日

年 月 日

※取 扱 者

狩猟者の登録の区分 / 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係るもの	狩猟者の登録に係る別		当該年度の道府県民税の所得割額の有無	税額の区分	税額															
	狩猟者の登録の種類	別																		
2 従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係るもの	第 一 種	狩	/	/ 号	8,200円															
		猟																		
	第 二 種	狩				/	2号	5,500円												
		猟																		
	網	有・無							/	3号	4,100円									
		無																		
わ	有・無	/	4号	2,700円																
	無																			
第 二 種	有・無				/	3号	4,100円													
	無																			
第 一 種	有・無							/	4号	2,700円										
	無																			
第 二 種	有・無	/	5号	2,700円																
	無																			
3 狩猟者の登録を受ける者が、特定捕獲等期間に県内区域を対象とする許可捕獲等を行った場合におけるもの(山口県税賦課徴収条例第13条第1項ただし書に該当する場合を除く。)	第 一 種				狩	/	/ 号				8,200円									
					猟															
	第 二 種				有・無			/	2号	5,500円										
					無															
	網	有・無	/	3号	4,100円															
		無																		
	わ	有・無										/	4号	2,700円						
		無																		
	第 二 種	有・無													/	3号	4,100円			
		無																		
	第 一 種	有・無																/	4号	2,700円
		無																		
第 二 種	有・無	/				5号	2,700円													
	無																			
4 狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合におけるもの(山口県税賦課徴収条例第13条第2項において準用する同条例附則第13条第1項ただし書に該当する場合を除く。)	第 一 種							狩	/	/ 号	8,200円									
								猟												
	第 二 種		有・無	/	2号			5,500円												
			無																	
	網		有・無									/	3号	4,100円						
			無																	
	わ		有・無												/	4号	2,700円			
			無																	
	第 二 種		有・無															/	3号	4,100円
			無																	
	第 一 種	有・無	/			4号	2,700円													
		無																		
第 二 種	有・無	/							5号	2,700円										
	無																			

市区町村長証明欄
上記の者は、当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者であり、次のいずれかに該当する者であることを証明します。

- / 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しない者である。
- 2 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であり、その者の配偶者又はその者を扶養している者は、当該年度の道府県民税の所得割額を納付すること。
- (1) 要しない。
- (2) 要する。

年 月 日

市区町村長

印

※税額確認年月日

年 月 日

※取扱者

※納税済印押印欄

に改め、同様式の注1の(1)ア中「県民税」を「道府県民税」に改め、同注の(1)イ中「県民税」を「道府県民税」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同注の(3)イ中「県民税」を「道府県民税」に改め、同注の(3)イ中「県民税」を「道府県民税」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同様式の注2中「県民税」を「道府県民税」に改め、同様式の注3中「住所地在管轄する市町長の」を削り、「県民税」や「道府県民税」に、「」の証明を受けて」と「等について、住所地在管轄する市区町村長の証明を受けるか、又は課税証明書(前年1月1日から12月31日までの所得に係るもので、道府県民税の所得割額についての市区町村長の証明書)を添付してください。課税証明書を添付する場合において、市区町村長証明欄中2(1)に該当するときは、申告者の課税証明書に加え、配偶者又は扶養している者の課税証明書を添付して」に改め、同様式の注4を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十四条の五第二項及び第四十四条の十一第三項並びに別記第四十二号様式の注2、別記第五百十三号様式及び別記第五百十五号様式の改正規定 公布の日

二 第二十四条の三第一項の改正規定 令和八年十一月一日 (経過措置)

2 この規則(別記第四十二号様式の注2の改正規定を除く。)による改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則別記第四十二号様式、別記第五百十三号様式(その一)及び別記第五百十三号様式(その二)は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第十六号様式までの規定中「(電話 同 番)」を「(電話 同 番)」に改める。

別記第十七号様式中「(電話 同 番)」を「(電話 同 番)」に改める。

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。) を

山口県納付済証貼付け欄 に改め、同様式の注に次のように加える。

る。

6 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第十八号様式中「(電話 同 番)」を「(電話 同 番)」に改める。

別記第十九号様式中「(電話 同 番)」を「(電話 同 番)」に改める。

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。) を

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注に次のように加え

る。

6 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二十章様式甲「(電話 局 番)」や「(電話)」に付

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注に次のように加え

る。

6 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二十一章様式甲「(電話 局 番)」や「(電話)」に付

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注に次のように加え

る。

6 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二十二号様式及び別記第二十三号様式中「(電話 〇〇 番)」を「(電話 〇〇 番)」に改める。
別記第二十四号様式中「(電話 〇〇 番)」を「(電話 〇〇 番)」に改める。

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注に次のように加え

る。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二十五号様式及び別記第二十六号様式中「(電話 〇〇 番)」を「(電話 〇〇 番)」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記第十七号様式、別記第十九号様式から別記第二十一号様式まで及び別記第二十四号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。



山口県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年六月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 橋東和線
道路の区域

区 間	大島郡周防大島町大字地家室字外浦西一―二六八の一池先	
	新	旧
敷地の幅員 (メートル)	最狭 最広 一七・七 三二・五	最狭 最広 二一・四 二一・二
	延 (メートル)長	一九・〇
備 考	一九・〇	

山口県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年六月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
橋東和線	大島郡周防大島町大字地家室字外浦西一―二六八の一池先	令和八年七月一日



(一七〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
サーバ仮想化基盤システム増設機器(HCI) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年五月十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 契約金額
十三億七千八百八十九万八千八百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(一七一) 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業(後地工区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る後地工区の換地処分を次のとおり行いました。

令和八年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

令和八年六月十二日

二 換地処分の内容

県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業（後地工区）換地計画書に記載された換地計画のとおり



職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七時間四十五分に十九を乗じて得た」を「勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）第一項に定める」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（令和四年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七時間四十五分に十九を乗じて得た」を「勤務一時間当たりの給与

額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）第一項に定める」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第七十三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「特別養護老人ホーム白滝荘」の「豊北町大字田耕二四二六 昭和五〇、九、二九

社会福祉法人祥寿園特別養護老人ホーム寿海荘」の「武久町二丁目五三番八号 昭和五一、〃、二七

「社会福祉法人祥寿園特別養護老人ホーム寿海荘」の「武久町二丁目五三番八号 昭和五一、九、二七」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「特別養護老人ホーム秋穂あかり園」の「山口市秋穂東三九八〇」を削る。

を削る。